

耕畜連携推進事業(機械導入等支援)要望調査用紙(実施主体記入用)

事業実施主体名	株式会社 ○○ ××		該当あれば○	新規就農	○	65歳未満又は後継者あり	○	該当すれば○
住所	兵庫県○○市△△△△		連絡先(電話番号)					
<b>&lt;経営区分・飼養頭羽数&gt;</b>					令和 7 年 2 月 1 日現在			
<input checked="" type="checkbox"/> 酪農 (総頭数) <u>50</u> 頭		うち搾乳牛頭数		_____ 頭				
<input type="checkbox"/> 肉用牛(繁殖牛頭数) _____ 頭		<input type="checkbox"/> 肉用牛(肥育牛頭数) _____ 頭						
<input type="checkbox"/> 肉用牛(一貫) 【(繁殖雌牛頭数) _____ 頭 (肥育牛頭数) _____ 頭】								
<input type="checkbox"/> 養豚 【(母豚頭数) _____ 頭 (肥育豚頭数) _____ 頭】								
<input type="checkbox"/> 採卵鶏 _____ 千羽		<input type="checkbox"/> 肉用鶏 _____ 千羽						
<input type="checkbox"/> その他家畜 _____ 頭・千羽								
<input type="checkbox"/> 飼料生産受託組織 ( <input type="checkbox"/> コントラクター <input type="checkbox"/> その他 _____ )		※畜産を経営していない場合、飼料の出荷先(予定)の畜産農家名 [ ××畜産 ]						
<input type="checkbox"/> 耕種 (作物種類: _____ ha)		現状で飼料生産を行っていない場合、飼料生産を目標とする場合は、新規着手の加点がつきます。						
<b>&lt;飼料作物の生産状況及び生産目標&gt;</b>					子実の成熟を待って飼料とするものは、濃厚飼料の加点がつきます。飼料用米、デントコーン、子実とうもろこし 等			
飼料作物の種類		WCS		デントコーン				
現状 (令和 6 年度)	面積	0	ha	0	ha			
目標 (実施の翌年度)	面積	2	ha	2	ha	a・ha		
<b>&lt;堆肥散布状況または稲わら収集状況及び目標&gt;</b>					※堆肥の農地散布を目標に選択する場合は、飼料作物栽培または稲わら収集の現状値も記載してください。(県産飼料の生産、供給、利用が事業参加要件のため)			
取組		稲わらの収集		堆肥の農地散布				
現状 (令和 6 年度)		a・ha		500		a・ha		
目標 (実施の翌年度)		a・ha		a・ha		a・ha		
<b>&lt;現状・目標数値の確認方法&gt;</b>								
現状	経営所得安定対策申請書、営農計画、堆肥管理台帳、堆肥販売明細 等の書類を記載							
目標	経営所得安定対策申請書、営農計画、堆肥管理台帳、堆肥販売明細 等の書類を記載							
<b>&lt;要望機器等・施設&gt;</b>								
導入予定の機械機器装置または施設の情報を記入して下さい。 機器等の更新は補助の対象となりませんので、更新でない場合は□にチェックして下さい。 また、同一の目的で使用する既存機器等を所有する場合は、□にチェックのうえ、所有台数を記載して下さい。								
<input checked="" type="checkbox"/> 下記機器等は、更新(同等機の入替え)ではありません。 <input checked="" type="checkbox"/> 既存機器等を所有している。( 1 台 )								
機器・施設名	堆肥保管施設 ( 50 m <sup>2</sup> )			該当あれば○	機器等の共用性※			
機器名(施設と一体)	ホイールローダー (型番 △△-1234)			※団体での共同利用や、コントラクター組織での利用等				
機器名(施設と一体)	マニアスプレッタ (型番 □△-5678)							
						(円)		
総事業費	補助対象経費		消費税	補助金額				
1,650,000	1,500,000		150,000	750,000				
<b>&lt;法令遵守等&gt;</b> 堆肥の保管、運搬、散布を行う場合は以下内容の遵守が必要です。確認の上、チェックを入れてください。								
<input type="checkbox"/> 堆肥保管庫を整備する場合、周辺住民等の同意を得ている。								
<input type="checkbox"/> 堆肥保管庫の整備は、建築基準法または畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律、及び家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に定める基準を満たした施設とする。								
<input type="checkbox"/> 他者へ譲渡する堆肥は、肥料の品質の確保等に関する法律に基づく特殊肥料生産業及び販売業の届出済又は届出予定の堆肥である。								
<b>【添付書類】</b>								
・位置図(5万分の1程度の地図に、機器等や施設の設置場所等を記入) ・導入する機器等や施設の構造、概要がわかるもの(カタログ、施設の場合は図面(平面図、立面図)等) ・事業費(機器等、施設)の積算基礎(見積書等) ・導入する機器等や施設の規模決定根拠資料(機器等の規模算定資料、施設の堆肥利用計画) ・成果目標の現状値を確認できる書類の写し、集計表等								

認定新規就農者や市町で新規就農者と確認できる書類等のある方が対象

耕種農家等が取り組む場合は、事業採択後の計画承認申請の際、この畜産農家との契約書写しの添付が必要です。

※畜産を経営していない場合、飼料の出荷先(予定)の畜産農家名  
[ ××畜産 ]

現状で飼料生産を行っていない場合、飼料生産を目標とする場合は、新規着手の加点がつきます。

子実の成熟を待って飼料とするものは、濃厚飼料の加点がつきます。飼料用米、デントコーン、子実とうもろこし 等

※堆肥の農地散布を目標に選択する場合は、飼料作物栽培または稲わら収集の現状値も記載してください。(県産飼料の生産、供給、利用が事業参加要件のため)

既存機械を持っている場合は、機器の使い分けや2台の必要性について、規模決定根拠資料で整理が必要です。

実施主体の課税状況を確認の上、補助金額を算定してください。

堆肥保管施設、堆肥運搬機、堆肥散布機等の導入を要望する場合は、満たすことを確認の上、チェックをお願いします。